

【議会改革検討実行委員会報告】

8月に再スタートした議会改革検討実行委員会は、その後も月1回ペースで開催。議論の内容を全員協議会で検討した上で、全議員共通の理解のもとに進めています。

～今後の進め方～

◆議会改革先進地への視察

県内先進地への視察を実施し、これまで視察してきた飯田市や神奈川県開成町などの事例も参考にしながら、検討を進めていきます。

◆多自治体における先進事例の比較検討

議会基本条例や通年議会など、先進的取り組みの事例を比較検討できるフォーマットを作成し、議員間における議論の土台を整備します。

◆各種団体との意見交換会

町内各種団体との意見交換の場を設け、住民に身近な問題と課題を把握し、議会の進むべき方向を決めていきます。11月には社会福祉協議会、農業委員会と意見交換を行いました。今後も各種団体との意見交換を行っていきます。

◆情報公開について

議会だよりの有効な活用と、ホームページやツイッターなどITの利活用についても、先進地の事例などを研究し、検討を行っていきます。

また、各種団体や区長の皆さんへの議会開催案内の送付など、より多くの方に議会傍聴に来ていただき、ご意見をお寄せいただけるような工夫と環境づくりに取り組めます。

◆改革への方向性の共有

富士見町の議会改革が、他の自治体の真似ではない「富士見町らしい自治の仕組みを町民・町・議会が一体となって目指す協働の町の確立」であることを確認し、議会改革の目的・目標を議員全員が共有して取り組んでいきます。

【長野県 軽井沢町議会 「議会基本条例」における取り組み】

地方分権の進展に伴い、軽井沢町議会は町政の主役である町民参加型の議会を目指し、「議会基本条例」を制定しました。町民とともに歩むことで、国際親善文化観光都市である軽井沢町にふさわしい町づくりを目指しています。

◆「議会基本条例」制定までの経緯

平成22年3月に開催された議会改革検討委員会で、通年議会の実施と、今後の新たな改革として基本条例の制定が検討されました。専門家の意見を聞きながら叩き台を作り、パブリックコメントの実施、議会改革フォーラムの開催などを経て、23年3月定例会に条例案を提出し可決。4月1日に施行されました。

◆「議会基本条例」の概要

町長・執行部とは独立・対等の立場で議論し、監視機能だけでなく、議会自らの政策立案・政策提言機能の強化を謳っています。町政上の論点を明確にするため、本会議での質疑応答は一問一答方式を採用、町長の反問権も認めています。

町民等への情報公開、町民参加も条例の中に取り上げています。議案に対する各議員の賛否の議会広報掲載、議員全員による議会報告会の開催等のほか、町民から専門的知見を募り、政策立案・政策提案能力の拡大に努めています。

議員の活動原則として、自由な討論が行われる開かれた議会を目指しています。

単なる理念や精神論だけでなく、議会と議員の役割・責務、住民参加、町長・執行部との緊張関係、議員間討議の推進などが明確に規定されています。

(文責・佐久祐司)

町の課題をさぐる！

— 意見交換会を開催 —

〈農業委員会〉

農業委員会事務局から荒廃農地の現状について説明を受け、その後「新規就農支援パッケージの利用状況」「有害鳥獣対策の状況」について意見交換を行いました。

〈富士見町社会福祉協議会〉

社会福祉協議会の職員より富士見町の介護事業の現状と課題について説明を受け、次のテーマに沿って意見交換を行いました。

①富士見町の介護福祉事業の実態と住民や議会に理解してほしいこと。

②社会福祉協議会が担っている施設運営や地域活動の課題。

③福祉サービスの向上に向けた取り組みに対する問題及び課題。



議会との意見交換会であいさつする
町社会福祉協議会の三井事務局長